

事業主 様

大阪府電気工事健康保険組合

インフルエンザ予防接種補助金について

平素は健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度に引き続き、本年度も平成27年10月より、インフルエンザ予防接種を受けた方に補助金を支給しますので、下記の通りご案内いたします。(10月中旬配布予定の「けんぼだより」にも掲載いたします。)

記

受給資格	当健康保険組合の被保険者及び被扶養者の方
	⑨ 事業所が支払った領収書は無効となりますので、ご注意ください。
対象期間	平成27年10月から平成28年2月末まで
請求期間	平成28年3月11日(金)必着
	⑨ 当該年度事業のため、期日を越えた請求は認められません。
補助金の支給	実施期間内に1回のみとします。
補助金の額	本人1,500円、家族1,000円を上限として支給します。
	⑨ 接種費用が上限(本人1,500円、家族1,000円)に満たない場合は、実際にかかった接種料金を支給します。

◎インフルエンザ補助金請求方法

- ① 予防接種の費用を全額支払い、必ず明細のある領収書を受取り、領収書(接種年月日、医療機関名、接種を受けた方の氏名、インフルエンザ予防接種であると分かる記載があること、費用の単価記載、医療機関の領収印)を確認してください。
- ⑨ **事業主(所)名義の領収書は補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。**

領収書にて上記の事項が確認できない場合は、補助金の支給ができません。
医療機関で領収書を受け取られた時に記載事項をご確認ください。
記載がない場合、医療機関に依頼してください。

- ② インフルエンザ予防接種補助金申請書に必要事項を記入し、①の領収書を貼付して、事業所の健康保険事務担当の方に提出してください。
- ③ 事業所の健康保険事務担当者は、被保険者からの請求の委任欄を確認の上、まとめて健康保険組合へ送付してください。
- ④ 組合から事業所(会社)に補助金(請求者ごとの明細を送付します)を支給します。

※インフルエンザ予防接種補助金申請書は、当組合ホームページからダウンロードできます。

記載方法等、ご不明な点がございましたら健康保険組合(TEL06-6312-8977)までご連絡ください。

◎皆様から多く寄せられたご質問です。

Q & A

Q 1	2回接種するのですが（主に子供）、2回とも請求できますか？
A 1	できません。 その場合、どちらか1回の領収書で1回分のみご請求ください。
Q 2	家族全員で1枚の領収書です。どうしたらいいですか？
A 2	1枚の領収書でも請求できます。 ただし、領収書には、接種された方全員の氏名、インフルエンザの予防接種の代金であること、予防接種の単価の明記が必要です。
Q 3	レシートで請求してもいいですか？
A 3	レシートでも請求できます。 ただし、接種された方の氏名、インフルエンザ予防接種の代金であることの明記、医療機関の記入者の印が必要です。
Q 4	個人個人で請求してもいいですか？
A 4	従来から、保険給付等健康保険組合のお支払方法は事業主様にまとめてご請求していただいていますので、この請求につきましても事業所でできる限りまとめて請求いただけますようお願いいたします。
Q 5	市の補助（主に60歳以上）を受けて、1,000円で予防接種を受けたのですが請求できますか？
A 5	できます。 ただし、領収書の記載事項は前述と同様、必須です。 （領収書ではなく、補助金を受けられた証明等だけでは受け付けられません） また、その場合被保険者の方は、1,500円ではなく、1,000円の補助金支給となります。
Q 6	一度に申請する人数が多く、申請書の欄が足りません。
A 6	もう1枚の申請書にご記入ください。 ただし、続紙には氏名欄以下のご記入は必要ありません。用紙の欄外に続紙〇枚有とし、それぞれにNo.1、No.2等と、複数枚であることがわかるようにしてください。 また、事業所で独自に作成された名簿を別紙として添付いただいても結構です。 その際は、申請書の記載事項に合わせて、記号・番号、氏名、本人・家族、予防接種日、窓口負担金、を明記してください。
Q 7	領収書に他の医療費も載っており、医療費控除に使いたいのですが領収書は返してもらえますか？
A 7	領収書をお返しすることは出来かねますので、可能であればインフルエンザの領収書は別にしてもらってください。 ※ちなみに、予防接種費用は医療費控除の対象外です。